

佐世保市訪問型支え合いサービスマニュアル

(定義)

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援。

(内容)

要支援1、要支援2及び事業対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。

(対象者)

- ・要支援1、要支援2及び事業対象者で、地域包括支援センターで介護予防サービス計画または、介護予防ケアマネジメントを作成してもらった者

(事業内容)

事業対象とならないサービス

- ・身体介護
- ・自家用車等での送迎
- ・その他市長が認めるもの

(補助団体の条件)

- ① サービス提供従事者が5人以上いること
- ② 3か月以上の活動実績があること
- ③ 地域包括支援センターで介護予防サービス計画または、介護予防ケアマネジメントを作成してもらった要支援1、2及び事業対象者が3人以上いること

(利用料)

対象者から利用料を徴収する場合は、低廉な利用料とする。

(利用時間)

原則として、対象者1人につき1回あたり45分以内のサービス提供とする。

(地域に対しオープンな活動ができる、行政や地域包括支援センターと協働できる)

- ・市は、補助対象となったグループの情報を公開し、各地域包括支援センター、市民に対し情報提供を行う。
- ・地域包括支援センターから依頼された対象者が活動地区内であれば、特別な理由がない限り受け入れること。
- ・地域包括支援センターから紹介された利用者が、利用開始した際、地域包括支援センターより利用開始証明書の発行依頼を受けた場合は、速やかに対応すること。

(事故対応)

- ・事故が発生した場合は、地域包括支援センター、対象者の家族、関係者等に連絡し、必要な措置を講じる。

- ・事故が発生した場合は、事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
- ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情対応)

対象者およびその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応する。

(秘密保持)

サービス提供従事者、またはサービス提供従事者であった者は、業務上知りえた秘密を漏らすことがないようにする。

(提供体制)

- ・市・地域包括支援センターからの連絡に常時対応できる体制を有していること。
- ・地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施し、介護予防サービス計画、または、介護予防ケアマネジメントに位置づけられた訪問援助サービスを提供する。
- ・対象者の状況に変化があった際は、適宜サービス提供者から地域包括支援センターに報告をする。
- ・サービスの提供に必要な設備・備品を有して行う。物品は、要支援1、要支援2及び事業対象者用に購入したものであること。他の利用者との共用はしてよい。

(清潔保持)

- ・従事者の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行う。

(緊急時の対応)

- ・サービス提供時に対象者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等、必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

- ・補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿
- ・活動報告書、収支報告書等の補助対象事業実施に係る記録

(サービスの休止又は廃止の届出等)

- ・サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、サービス利用者の承諾を得たうえで、廃止又は休止の日の一月前までに、市に届け出ること。